

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員1名）

### 農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、  
5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、  
9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部 博、12番 遠藤譲一、  
13番 阿部進

### 推進委員（1名）

11番 荒牧浩文

- 4 欠席委員（農業委員1名＋推進委員1名）  
4番 吉崎康正、14番 藤島 勲

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第16号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申について

第3 報告事項

- (1) 報告第12号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第13号 非農地証明願の提出について

### 6 その他

- 7 農政課係長 佐野 史晃  
農業委員会事務局主査 原 美佐子

## 8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。11番 占部委員、13番 阿部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

担 当 1 ページ議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

### 【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは本日欠席ですが、事務局、何か言付かっていますか。

担 当 問題ありませんとの伝言を頂いております。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議 長 事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番について、事務局より説明をお願いします。

### 【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区推進委員さんですが、推進委員本人の売買となりますので、担当農業委員より、本案件につきましての意見を願います。

委員 問題ありません。

議長 事務局からの説明、及び地元委員さんの報告を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(質疑なし)

議長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

#### 【事件番号3番 説明】

議長 次に事件番号3番の担当地区推進委員さん、本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 国土調査の確定を待っての申請で、特に問題ありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 ありません。

議長 無いようですので採決を行います。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

#### 【事件番号4番 説明】

議長 次に事件番号4番の担当地区推進委員さん、本案件につきましての意見ですが、さきほどと同じでよろしいですか。

- 委員 はい、結構です。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし)
- 議長 無いようですので採決を行います。事件番号4番につきまして、許可することに賛成の方は、挙手を お願いします。全員賛成でございますので、事件番号4番について許可と決定いたします。
- 議長 次に、議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 担当 11ページ議案第15号 農用地利用集積計画の決定につきまして、12ページをご覧ください。

【説明】

合計面積が 2,374 m<sup>2</sup>となります。 利用集積に関しましては、以上となります。

- 議長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員 特にありません。
- 議長 ありませんか。無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。
- 議長 つづきまして、議案第16号、農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてでございます。では、事務局説明をお願いします。
- 担当 13ページ議案第16号 農業振興地域整備計画の変更に係る答申についてです。この議案は農政課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものです。  
それでは、14ページをご覧ください。今回の計画変更(除外について)

の内容でございます。

【整理番号1 説明】

外3件5筆の合計8,927㎡となります。区域、計画につきましては、15～26ページに記載しておりますので、ご確認をお願いします。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。

委 員 ①番と②番の案件ですが、同じところの業者さんですか。これは産廃の置き場という形になっているのですか。

係 長 枝番が一つ違うだけです。事務所は確認しております。計画図をのせておりますが、あくまで資材置き場ということで、産廃等は置かないようになっております。コンクリート片等を一時的にそこに集積して、処理場に持っていくような計画になっています。

委 員 住宅地が近い。資材置き場ということになると、ほこりが舞って洗濯物が干せないということが他市の例でもある。フェンスをすとか。更地にぼんと置くのはどうなのかと思う。売り手の方にも問題があるというか、市職員で土木に関係されていたとのこと。市の指名業者ではないのか。

係 長 市の指名を受けているかは調べてみないとわかりません。後日、回答を出させていただきたい。

委 員 業者と職員が癒着してどうのこうのということを疑われないように。資材置き場は建前だと思う。できるなら向こう10年は資材置き場とするとか、何年間、地目変更はできませんよと期間をもうけたい。資材置き場にしても、民家があるので、ほこりの問題とか入り口と水路の関係とかちゃんと調べてもらって欲しい。

係 長 環境配慮は極力お願いいたします、という形で申請者にはお伝えいたします。

委 員 大体、常識的に考えたらこの土地は資材置き場には不適合と思う。何か

目的があつての資材置き場だと考えられても致し方ない。アパートとかならしくりくるが・・・資材置き場なら山手の方とか。民家のないところとかなら反対する人もいないけど。周りに迷惑がかかればいいが。

係 長 協議会でもそういう議論がありました。資材置き場ということで申請が出てきてしまった以上、その内容で審議して、結果がどうあるかということだと思います。環境配慮に関しては、相手にお願ひできるかと思いますが、今言われるように、後々、問題が起きるかと予想してダメということではできません。あくまで資材置き場ということで出てきているので資材置き場として使用されるという前提として審議をするというかたちになると思います。将来、こうなるんだろうということを申請者のかたにはお伝えできませんので。

委 員 地目変更で変わってきたときには、厳しく審査する形で。

係 長 モラル的なものもありますので。農業委員会としても、県の方から転用許可が下りて地目が変わってしまえば農業委員会としても指導する権限がありませんので。あとは、そういった事例が起こった場合に、次の申請の時にどうするのかということになります。

議 長 受付の段階から気を付けておく、ということも重要ですね。

委 員 一年もたたないうちに用途を変えないよう伝えておいてください。

委 員 地元委員として印鑑を押しましたが、すでに、自治会や水利の方が押している状態で、農振のこともありますし、印を押しました。

議 長 委員さん方は。今後の課題として、申請書類をもらって印鑑をもらいに来た時に、わからない自信がない場合は事務局等へ聞いて判断してください。

委 員 不信感とか、合点がいけない時は、保留なり事務局に確認するということですね。

委 員 ②番について、農道（市道）に毎日トラックで資材を搬入してきて、ほりもあるが、それ以前に道路整備はどうなるのか。水路の撤去、市の

費用で整備されるのではないか。余計な費用を市が出さないようにしてほしい。転用申請までにしっかりと整理をしてください。

- 委員 除外の理由というのは何になるのか。
- 係長 1, 代替地がない。2, 農地の集団性を阻害しない。3, 他の担い手などの耕作に支障を来たさない。4, 他の水路、農道などに支障を来たさない。5, 土地改良事業の完了後8年経過です。
- 委員 申請③については、理由はわかります。しかし、あとの3件は、いずれもここでなければならぬ理由が見えない。
- 議長 農振地域というのは、この地域は、ずっと農業を積極的に推進していこうという土地が農振地域です。
- 委員 今回の分は、本当に目的の用途に使われるのならいいが。慎重になっていただきたいですね。
- 委員 申請番号①と②は、周りが住宅地。環境に対して問題が出る恐れがある。使途や目的のしっかりしたものを出してもらって迷惑をかけないようにお話しされたらどうでしょうか。でない、協議会で審議して、そして今日の審議、農振を外すことについては問題はないのだけど、使い道、環境の配慮ですから。後になってでは遅いですから、行政指導をしっかりやってもらうということでは、解決できない。
- 係長 はい。申請者の方には、もう少し丁寧に確認を取らせていただき進めさせていただきます。
- 議長 それと、進入路の問題も明確にしてもらうようお願いします。農振が通ったから、農業委員会も通すというような考えではいけないと思いますので。それと、根本的なこととなりますが、市全体としてきちんと線引きをしてないから、このようなことになるとも考えられます。農振の住み分けを検討する必要もあると思います。  
また、人口減少の時代になり、定住化の問題もあります。息子の家を建てたいという相談も多くあります。
- 委員 色々問題はありますが、総合してどうかということだと思います。

議 長 これが、農業委員会に転用申請があがってきたときに、きちんと審議したいと思います。

係 長 転用申請の際は、被害防除計画などの添付書類で確認ができるかと思えます。

議 長 それでは、①番、②番の質疑は済みましたので、③番、④番の質疑に入ります。

委 員 ④番の件で、出入口は県道側で、取り付けの幅員も確保されているということですね。隣がコンビニですからね。

委 員 そうですね。大型車輛が入りますので。

議 長 それではよろしいですか。他に無いようですので、採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認し、農政課へ回答いたします。

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。  
報告第12号、農地法第18条第6項の合意解約について、  
報告第13号 非農地証明書の届出について  
一括して、事務局より説明をお願いします。

担 当 24ページ、報告第12号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、25ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項に係る報告表です。

#### 【1番説明】

引き続き、26ページ報告第13号 非農地証明願届出について、27ページ、非農地証明願届出書をご覧ください。非農地証明願いに伴う不許可転用確認報告表です。

#### 【説明】

議 長 ただ今の事務局からの報告、第12号及び第13号について、ご質問、

ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。